

の方となります。)なお、保険会社等の社名のみでは受付できません。支店・部署・担当者名等 を必ず記載してください。

≪注意事項≫

- 委任者、受療者、受任者の記載がない場合は受付できません。(1つでも記載がない場合は不可となります)
- 【委任者】および「1. 請求、受領を委任する文書、資料及び面談内容」の委任者印欄に押印されていな い場合や印鑑の種類が異なる場合は受付できません。
- 「3. 受任者」に記載されている方が依頼し、受領(面談)することが原則です。それ以外の方が依頼し、 受領(面談)することは出来ません。(依頼者と受任者(面談者)は同一となります)
- 受付時、文書お渡し時(面談時)に受任者の身分証明書等を確認させて頂きます。(免許証・社員証等)
- 原則として郵送でのお取り扱いはできません。
- その他の不備があった場合には、必要に応じて委任者へ電話等で確認させて頂くことがあります。
- 記載漏れがある場合には、受付できない場合もありますのでご注意ください。

(診断書・証明書の発行または受取り・面談等)を記載し、